

押印見直しの取組みについて

担当：行政経営改革・デジタル推進課 森下・中尾（電話 0979-62-9874）

1. 趣旨

窓口での手続等における市民や事業者の負担軽減や利便性の向上のため、本市に提出いただく申請書等の見直しを行い、1,443件（92.6%）の書類から押印を廃止します。

今後は行政手続等のオンライン化を図り、行政サービスの更なる高度化を推進します。

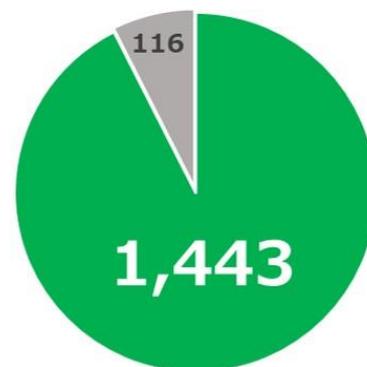
2. 見直し内容

見直し状況

種別	件数
押印を廃止する手続	1,443件
記名押印等を必要とする手続	116件
計	1,559件

※ 令和3年5月時点の件数です。

※ 一部、本人確認を行う手続があります。



押印を廃止する主な手続

- ・ 公共施設等の使用許可申請書
- ・ 病児保育利用申請書
- ・ 日常生活用具給付申請書
- ・ 市補助金の交付申請書 など

今後も押印を必要とする主な手続

- ・ 入札・契約に係る手続
- ・ 口座振替依頼書 など

3. 実施時期

令和3年6月1日（火）

※ 戸籍法にかかる届出書 34件は9月1日より廃止

※ 今後も継続的に見直しを行います。